

農地中間管理事業の手続きの流れ(新規で農地を貸借する場合)

手続き	スケジュール(例)
①★農業委員会事務局へ農用地賃貸借申出書を提出(所有者・耕作者) ・貸借したい農地、貸借期間(5年or10年)、賃借料等の条件を双方で調整の上、記入する。	令和7年8月31日
②農業委員会事務局が申出書の内容を確認 ・登記簿謄本で所有者及び権利関係等を確認。対象農地に仮登記や差押等がある場合は、中間管理事業が活用できません(契約できません)。	令和7年9月1日～15日
③農業委員会事務局から申出者へ契約書の送付 ・提出いただいた申出書をもとに契約書(農用地利用集積等促進計画書)を作成し、送付します。また、必要な添付書類も併せて同封します。 ※添付書類は以下のとおり 【所有者】 1. 様式14号:農用地等賃貸料振込申出書(賃貸借の場合) 2. 様式15号:代表者指定届及び同意書(相続未登記の農地の場合) 3. 様式18-1号:確約書(抵当権がある農地の場合) 【耕作者】 1. 様式18-2号:確約書(抵当権がある農地の場合) 2. 口座振替依頼書(初めて賃貸借で中間管理事業を利用する場合) 3. 様式26-1号:物納に係る申出書(物納の場合)	令和7年9月16日(提出後2週間程度)
④★契約書の提出(所有者・耕作者) ・契約書に押印、必要な添付書類を添えて提出する。	令和7年10月10日
⑤農業委員会事務局から長野県農業開発公社へ契約書類一式を送付 ・公社にて契約書類を審査します。	地域計画区域外 令和7年10月20日 地域計画区域内 令和7年10月31日
⑥長野県農業開発公社から県へ認可・申請	令和7年11月20日
⑦県が公告 ・公告することで農地の貸借の権利が発生します。	令和7年12月25日
⑧農地の貸借の契約開始	令和8年1月1日

※星印(★)の箇所が所有者又は耕作者が手続きを行うところとなります。

※申出書提出から契約開始まで約4ヶ月かかります。